

仙南地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況**1-1 職員の任免に関する状況**

(1) 令和6年度中の職員採用試験の状況

○ 大学卒程度（上級）

区分	試験月	申込者数	受検者数	合格者数	倍率
一般行政（行政職）	実施なし				
消防（消防職）	実施なし				

○ 高校卒程度（初級）

区分	試験月	申込者数	受検者数	合格者数	倍率
一般行政（行政職）	9月	6人	4人	2人	2.0倍
一般行政（行政職）	2月	10人	8人	1人	8.0倍
技術（行政職）	実施なし				
消防（消防職）	9月	43人	33人	12人	2.75倍

○ 社会人経験者

区分	試験月	申込者数	受検者数	合格者数	倍率
一般行政（行政職）	9月	0人	-	-	-

(2) 採用者数（令和7年4月1日付採用）

区分	男性	女性	計
行政職	0人	2人	2人
消防職	9人	1人	10人

(3) 退職者数（令和6年度中に退職した者）

（単位：人）

区分	定年	勸奨	自己都合	60歳到達年度末以降の退職	死亡	その他	計
行政職	1	0	1	0	0	0	2
消防職	7	0	5	2	0	0	14
単純労務職	0	0	0	0	0	0	0
計	8	0	6	2	0	0	16

1-2 職員数（各年度4月1日現在）

区分	職員数（人）					増減数
	令和 7 年度				令和 6 年度	
	行政職	消防職	労務職	計		
理事会事務局	46	0	4	50	50	0
議会事務局	2	0	0	2	2	0
消防事務局	2	228	0	230	227	3
教育委員会事務局	11	0	0	11	11	0
合計	61	228	4	293	289	3

（注）1 理事会事務局には、蔵王町、柴田町、川崎町、丸森町からの併任職員4名含まれます。

2 教育委員会事務局には、大河原町からの併任職員1名含まれます。

短時間勤務職員等（令和7年4月1日現在）

区分	職員数（人）			
	行政職	消防職	労務職	計
定年前再任用短時間勤務職員	0	2	0	2
暫定再任用短時間勤務職員	0	1	0	1
会計年度任用職員（フルタイム）	1	0	0	1

2 職員の給与の状況

2-1 人件費の状況（普通会計決算）

区分	歳出総額 A	人件費 B	人件費率 B/A	（参考） 令和5年度の人件費率
6年度	5,520,217 千円	2,345,519 千円	42.49 %	47.58 %

（注）人件費は、特別職に支給する報酬等を含みます。

2-2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人あたりの 給与費
		給料	職員手当	期末手当 勤勉手当	計 B	
6年度	289人	1,063,654 千円	334,840 千円	430,171 千円	1,828,665 千円	6,328 千円

（注）1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

2-3 平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	行政職	消防職	単純労務職	全体
平均給料月額	307,758 円	306,943 円	254,825 円	306,397 円
平均給与月額	484,287 円	390,222 円	266,848 円	407,860 円
平均年齢	43 歳 0 月	38 歳 3 月	58 歳 11 月	39 歳 6 月

（注）平均給与月額は、平均給料月額に管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当等の諸手当を含みます。

2-4 初任給の状況（令和7年4月1日現在）

職種	区分	仙南広域	宮城県	国
行政職	大学卒	220,000 円	227,400 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	196,100 円	188,000 円
消防職	大学卒	245,800 円	-	-
	高校卒	211,600 円	-	-
単純労務職	高校卒	185,700 円	194,100 円	185,700 円

2-5 級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

（1）行政職（一般行政、技術）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	会計管理者、課長	5 人	8.3%
5 級	課長、参事	3 人	5.0%
4 級	所長、課長補佐、次長	13 人	21.7%
3 級	次長、主幹、係長、主査	20 人	33.3%
2 級	主事、技師	6 人	10.0%
1 級	主事、技師	13 人	21.7%
計		60 人	100.0%

（2）消防職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	消防長、次長、署長	3 人	1.3%
5 級	課長、署長	6 人	2.6%
4 級	課長補佐、副署長、主幹、所長	35 人	15.4%
3 級	係長・主査	80 人	35.1%
2 級	消防士長、消防副士長	62 人	27.2%
1 級	消防士	42 人	18.4%
計		228 人	100.0%

(3) 単純労務職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4 級	主任技能員	1 人	25.0%
3 級	主任技能員、技能員	1 人	25.0%
2 級	技能員、業務員	1 人	25.0%
1 級	技能員、業務員	1 人	25.0%
計		4 人	100.0%

(注) 1 各職の級区分は、仙南地域広域行政事務組合の給与条例等に基づく給料表によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2-6 手当の状況(全事務部局共通)

(1) 期末・勤勉手当(令和7年4月1日現在)

支給時期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.250 月分 (0.700 月分)	1.050 月分 (0.500 月分)	2.30 月分 (1.200 月分)
12 月期	1.250 月分 (0.700 月分)	1.050 月分 (0.500 月分)	2.30 月分 (1.200 月分)
計	2.50 月分 (1.40 月分)	2.10 月分 (1.00 月分)	4.60 月分 (2.40 月分)
制度上の段階、職務の級による加算措置 5～15%			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(令和6年度)

区分	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695 ヶ月	24.586875 ヶ月
勤続 25 年	28.0395 ヶ月	33.27075 ヶ月
勤続 35 年	39.7575 ヶ月	47.709 ヶ月
最高限度額	47.709 ヶ月	47.709 ヶ月
1 人あたりの平均支給額	9,153 千円	19,075 千円
そのほかの加算措置 勧奨・定年 2～20%		

(注) 1 仙南地域広域行政事務組合職員の退職手当は、宮城県市町村職員退職手当組合の退職手当条例により支給されます。

2 1 人あたりの平均支給額は、令和 6 年度中に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(3) 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当(令和6年度中)

区分	理事会事務局等	消防事務局
時間外勤務手当	7,905 千円	81,586 千円
休日勤務手当	326 千円	80,212 千円
夜間勤務手当	0 千円	11,893 千円
支給実績	8,230 千円	173,691 千円
1人あたりの平均	165 千円	812 千円

(注) 理事会事務局等には、議会、教育委員会事務局を含みます。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

区分	内容	支給金額等	
		基準	金額
税務手当	滞納整理事務に従事した職員	1日につき	300 円
清掃業務手当	衛生処理施設の処理水槽等の清掃業務に従事した職員	1回につき	400 円
火葬業務手当	火葬作業業務に従事した職員	1件につき	400 円
危険災害活動手当	消防吏員が災害発生箇所またはその恐れがある箇所で業務に従事した職員	1回につき	300 円

(注) 事務事業の総点検を実施し、平成19年4月1日より支給対象の見直しを図っています。

(5) そのほかの手当

区分	国制度 同異	内 容		
管理職手当	同じ	管理、監督の地位にある職員に支給する手当 行政職給料表		
		6 級	会計管理者、総務課長	51,900 円
			課長、議会事務局長、教育次長	
		5 級	課長、議会事務局長、教育次長	49,600 円
			参事、技術参事、所長	
		4 級	所長	49,600 円
			館長	46,300 円
		消防職給料表		
		6 級	消防長	62,300 円
			次長、課長、署長	51,900 円
		5 級	次長、課長、署長	49,600 円
扶養手当	同じ	配偶者や子等で生計の途が無く主として職員の扶養を受けている場合に職員に支給する手当		

地域手当	同じ	勤務地における民間の賃金水準や物価等を考慮し支給する手当
住居手当	同じ	借家・借間に居住し家賃を支払っている職員に支給する手当
通勤手当	異なる	交通機関を利用し、または自動車等を使用して通勤する職員に支給する手当。自動車等については、使用距離(片道)2km～44km 以上の22段階に区分し支給する手当
寒冷地手当	同じ	勤務地や世帯等の区分に応じて支給する手当

(6) 特別職の給料等の状況

区分		給料	支給手当	期末手当
給料	助役	(減額措置前) 646,000 円	(通勤手当)	6 月期 1.725 月分
		(減額措置後) 607,240 円	20,300 円	12 月期 1.725 月分
退職手当	助役	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.26	(支給時期) 任期毎	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

3-1 勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 一般行政職等の主な勤務時間（勤務場所により異なります）

- 勤務時間・・・午前8時30分から午後5時15分まで
(休憩時間を除く1日7時間45分、週38時間45分勤務)
- 週休日・・・・土曜日及び日曜日
- 休日・・・・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
- 休憩時間・・・正午から午後1時までの1時間

(2) 消防職のうち隔日勤務者の主な勤務時間

- 勤務時間・・・15時間30分（1当務あたり）

執務	午前8時30分から午後0時15分まで（15分休憩時間を置く）
休憩	午後0時15分から午後1時まで
執務	午後1時から午後5時15分まで（15分休憩時間を置く）
休憩	午後5時15分から午後6時まで
執務	午後6時から午後8時まで
仮眠	午後8時から午前5時までのうち5時間以上
執務	午前5時から午前8時30分まで

3-2 年次有給休暇の取得状況

職員には、原則として1年度当たり20日の年次有給休暇が付与されており、20日を限度として翌年度に繰り越すことができることとなっています。

令和6年部局毎の取得状況

区分	1人当たり平均取得日数
議会事務局	18.0日
理事会事務局	14.4日
消防事務局	13.9日
教育委員会事務局	8.6日
全事務局平均	13.8日

3-3 特別休暇の概要

特別休暇は、職員が結婚、出産、親族の看護など特別の理由により勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができます。主な特別休暇の概要は、次のとおりです。

種類	日数
結婚する場合	連続する7日以内
妊娠に起因する障害のため勤務することが困難な場合	10日以内
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が胎児の健康保持に影響がある場合	1日1時間または 1日2回各30分
妊娠中、又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
妊娠中の女性職員が胎児の健康保持に影響あるとして休息や補食する場合	必要と認められる期間
女性職員が8週間以内に出産を予定している場合	出産日までの申出期間
職員が出産した場合	翌日から8週間
生後1年未満の子を育てる場合	1日1時間または 1日2回各30分以内
生理日において勤務することが著しく困難な場合	2日以内
妻の出産に伴い、勤務しないことが相当と認められる場合	2日以内
妻の産前産後において、出産に係る子又は小学校就学前の子を持つ職員が養育に要する場合	5日以内
乳幼児の健康診査又は結核予防接種による介助に要する場合	必要と認められる期間
9歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子を持つ職員がその子の看護に要する場合	1年のうち5日以内（2人以上の場合10日以内）
要介護者の介護等を行う場合	1年のうち5日以内（2人以上の場合10日以内）
親族が死亡した場合	死亡者の区分に応じ 1日から10日以内
親族追悼の特別の行事を行う場合	1日以内
夏季休暇	6月から10月に5日以内

4 職員の休業に関する状況

4-1 育児休業等の取得状況（全事務部局計）

令和6年度に新たに育児休業等を取得した職員数（単位：人）

区分	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	6	0	0
女性職員	3	0	0
計	9	0	0

令和6年度に新たにその他休業等を取得した職員数（単位：人）

区分	自己啓発等休業	配偶者同行休業
男性職員	0	0
女性職員	0	0
計	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分状況

5-1 分限処分の状況（令和6年度）（全事務部局計）

（単位：人）

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合					0
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0

5-2 懲戒処分の状況（令和6年度）（全事務部局計）

（単位：人）

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合		1			1
職務上の義務に違反し、職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0
監督者責任					0

6 職員の服務の状況

（1）営利企業等従事許可の状況（令和6年度）（全事務部局計）

区分	許可件数
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	6件

(注) 上記の許可は、公共団体等から依頼されたものについて、地方公務員法の規定に基づき許可したものです。

(2) 服務に関する主な規律確保の喚起状況

内容	年月
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	令和6年10月
職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底について	令和6年12月
地方公務員の綱紀肅正及び健康確保の徹底について	令和7年1月

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

7-1 職員の研修の状況

当組合では、全体の奉仕者として職務を遂行する上において必要な知識、技能、態度等を修得させ、その資質及び職務遂行能力の向上を図ることを目的として、職員研修を行っております。

○令和6年度研修実績

区分	実施機関	研修数	受講者数(人)
階層別・専門研修	宮城県市町村職員研修所	25	65
職場内研修	組合総務課(研修担当課)	4	315
初任総合教育	宮城県消防学校	1	3
幹部、専科、特別教育	〃	4	7
その他教育	消防大学校	2	2
実務研修等(消防部局)	組合消防本部	224	350

○組合総務課実施研修の内訳

研修名	対象者	受講者数
新規採用職員研修	令和6年度新規採用職員	6
職員研修(風通しのよい職場づくり)	一般職の職員全職員	268
新規採用職員(フォローアップ)研修	主事級職員及び直属の上司	18
OJT研修(公文書の作成)	主事級以下職員(他希望者)	23

7-2 勤務成績の評定の概要

区分	回数	評定期
昇給判定	年1回	12月
勤勉手当査定	年2回	5月・11月

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

8-1 福利厚生制度に関する状況

(1) 健康診断等の実施

区分	受検者数	内容等
定期健康診断	206 人	人間ドックを除く全職員受検
人間ドック	79 人	宮城県市町村職員共済組合助成事業
脳ドック	30 人	宮城県市町村職員共済組合助成事業
特定業務従事者健康診断	187 人	消防業務に従事する者

(注) 定期健康診断では、法定健診ほか、独自に大腸がん、胃がん検査等を実施しています。

(2) ストレスチェックの実施

職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的とし、年 1 回実施しています。

(3) 職員互助会の状況

仙南地域広域行政事務組合互助会は、地方公務員法第 42 条の趣旨に則り、組合職員の福利厚生に関する事業を行い、もって組合行政の能率的な運営に寄与することを目的としています。

【事業】

- 給付事業（結婚祝金、出産祝金、弔慰金等）
- 会員の健康増進に関する事業
- その他目的達成に必要な事業

8-2 利益の保護の状況（令和 6 年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0 件
苦情相談の状況	0 件

(注) 上記については、公平委員会の事務を委託している宮城県人事委員会からの報告事項です。